

# 森林の社会的機能について

—— 特に森林への立入問題について ——

山形大農 今永正明

本学の北村昌美教授は20年前に京都大学の岡崎文彬教授が行なった欧米諸国の森林作業法に関するアンケート調査につづいて、20年後にはほぼ同じアンケート項目で調査を実施した。その中に「森林の社会的機能が重視されるに伴い、貴国における作業法の割合や内容になんらかの変化が生じましたか。もし生じたとすればそれはどのような変化でしょうか。」という質問がある。各国の大学・林業試験場にあてられた94通のうち56通、21ヶ国からの回答によると、ほとんどの国で森林の社会的機能重視の傾向が顕著であることがわかる。

しかし森林作業法としての具体的な対応策はまだ確立されていない現状であり、さしあたり森林の保健休養機能を対象とした風致的な取り扱いが焦点となっている。具体的作業法としては、(1) 伐区の小面積化・許可制など皆伐の制限 (2) 択伐、画伐などの部分伐採 (3) 広葉樹の導入 (4) 林分の老齢化 (5) 保護林の増加 (6) 国立公園の増加 などがあげられている。このような合自然的景観指向の方法に対して、アバーディーン大学(イギリス)や、王立林科大学(スウェーデン)からは、よく管理された皆伐林もまた美観上価値が高いという意味の回答があり、これは一つの見識を示すものと考えられる。なお皆伐禁止のスイスでは社会的機能重視の影響はほとんどないという回答でありこの点も興味をひくものであった。

このように各国でも、社会的・経済的变化に対応した森林の取扱いを模索中というのが現状である

こうした先進林業国の世界的なすう勢に伴い、我国でも森林の社会的機能、とくにレクリエーション機能の重視が叫ばれてきた。各地で自然休養林や、県民の森が造成されてきている。こうしたすう勢をふまえ、ここで森林のレクリエーション利用について若干の考察を行なうことはむだでないであろう。

ところで森林レクリエーションとして東北地方でもっともポピュラーなものといえば、山菜やきのことりを目的とした入林であろう。そしてこの点に関して山林所有者と入林者間にゴタゴタが生じていることもまた事実である。

森林への一般の人の入林について林業の先進国たるドイツはいかがであろうか。

ドイツ連邦共和国(西ドイツ)の基本法の14条1項には、所有権と相続権が保障され、その内容と制限は法により規定されることが記されている。そして第2項でその所有権は義務を負っており、その使用は同時に公共の福祉に役立つべきことが明記されている。ドイツ連邦森林法の第14条は森林への立入について記した条項である。その第1項では、保健休養目的による森林への立入が許されること、森林内の自転車の通行、病人用車いすの通行、騎乗はただ道路上でのみ許されること、そし

てその使用は自己の責任で行なわれるべきことが記載されている。そして第2項において各州が細目を規定すること、とされている。そこでつぎにドイツの有名な森林地帯であるシュバルツバルト（黒い森）を含むバーデンビュルテンベルク州の森林法をみてみよう。森林への立入は第37条で規定している。第1項では、保健休養のためにはだれでもが森林に立入ることが出来ることが明記されている。森林内の自転車の通行や病人用車いすなどの道路上の通行が認められることも連邦の法律と同じである。第3項には、森林内への立入は自己の責任で行なわれるべきであること、さらに森林経営を邪魔しないこと、また森林を危険にさらしたり、よごしたりしてはならないことなどが記載されている。

このようにドイツにおいては法律的に森林への立入が認められ、しかもその立入に伴う責任についても明確に法的に規定されているのである。

スイスでも事情は似ており、スイス民事法典699条にはつぎの記載がみられる。「森林や牧草地への立入や、野いちご、きのこなどの採取はそれが栽培の利益上、所轄官庁によりある限度内での禁止の処置を受けていない限り、その土地の慣習の範囲内で全ての人々に許されている。」

ところで日本においては従来から森林を公共へ開放しようという積極的な姿勢はあまり認められず、またそれ故、法的な整備も十分でない。公共に開放されているはずの国有林においてすら、一般の人の森林への立入が地元住民との間にトラブルを起こすという事例すらあるということである。

そこで一般の人がこうした問題をどのように考えているかを鶴岡市民を対象に調査した。鶴岡市民600人を無作為に抽出し、郵送によるアンケートを実施した。その結果えられた174通の回答をもとに紹介する。

質問は「近年、山菜取りが盛んになっており、それに伴って私有林への立入りの問題が生じています。このことに関して、あなたの意見をお聞かせ下さい」というものである。その結果、① 山菜を取ることはかまわない ② いくらかのお金を払うべきだ ③ 山菜を取ってはいけない、はいずれも10%台にとどまった。それに対し ④ 家で使う程度ならかまわない、という人がほぼ半数を占めることがわかった。つぎに「私有林に人が立ち入ることにより、森林にゴミが散乱したり、山菜キノコが採取されることが起きています。その補償についてどう思いますか」という質問をした。その結果、最も多い回答は ① 私有林に立入る人の道徳的良心にまかす、という回答で、60%を占めている。これに対し、② 私有林に立入る人が金銭的に負担する、は20%台となり、③ 公共団体が金銭的に負担 ④ 森林所有者が負担 はいずれも数%にとどまっている。

このように森林に立入る側の市民の意向として強いものは、家で使う程度の山菜採取ならかまわないのではないかと、ということであり、山菜採取やゴミ処理などの問題はあくまで入林者のモラルの問題ではないかというところにある。

森林所有者、山村地元民の意向については調査していないのでなんともいえない。しかし現実には大量の山菜が採取されたり、ゴミ散乱のひどい場所があったり、また入林者の増加に伴ない山火事発生危険の増加などが予想されたりするので、一般市民の反応とはちがった意見が強いものと考えら

れる。従って単に入林者の道徳的良心ばかりにまかせられない面もみられ、行政指導、法的措置の必要も生じるであろう。

いずれにせよ、こうした森林への立入り問題を含め、広く森林の社会的機能について論議されることが望まれる。